

身体障害者補助犬の受け入れについて

当院では、「身体障害者補助犬」（以下「補助犬」という。）を受け入れています。

1 受け入れ可能な補助犬（身体障害者補助犬法に基づく以下の3種類）

- (1) 盲導犬（目の不自由な人の歩行をサポート）
胴に白または黄色のハーネス（胴輪）を着用
- (2) 介助犬（身体が不自由な人の暮らしをサポート）
目立つ部位に「介助犬」の表示札
- (3) 聴導犬（耳が不自由な人の暮らしをサポート）
目立つ部位に「聴導犬」の表示札

2 補助犬が同伴できない区域

当院は身体障害者補助犬法（平成14年施行）の精神に則り、補助犬をご使用される方が当院を安心してご利用いただくことを基本的な考え方としています。

しかしながら、当院には様々な病気の患者さんが受診されており、免疫力が低下されている患者さんや諸々のアレルギーをお持ちの患者さんなども数多くご来院されております。

このため、補助犬をご利用される方の院内への同伴にあたっては、衛生上、安全上の配慮から特定非営利活動法人日本介助犬アカデミー発行の「身体障害者補助犬同伴受け入れマニュアル〈医療機関編〉」を踏まえた上で、以下のとおり一定の制限を設けさせていただきます。

【同伴できない区域】

手術室、集中治療室、無菌病室、感染症隔離室、レントゲン室、検査室、薬剤部（お薬相談室を除く）、栄養管理室（栄養指導室を除く）、透析室、救命救急センター、各病室、
その他患者さん全般に立ち入りをご遠慮いただいている区域

【同伴できる主な区域】

〈外来〉玄関、ロビー、受付、会計、待合室、診察室、薬剤部お薬相談室、リハビリテーション部門、栄養指導室、エレベーター、売店、カフェ、理髪店 など
〈病棟〉面会は禁止されている場合を除き、受付にてお声かけください。
面会は各病棟デイルームでお願いします。
ご入院の場合、補助犬の同伴はご遠慮いただいております。

なお、上記の区域については原則として補助犬を同伴いただくことができますが、近くに感染症やアレルギーのある患者さん、犬を怖がる方がおられるなど、状況により同伴をご遠慮いただく場合や補助犬を他の場所で待機いただく場合がありますので予めご了承ください。

3 補助犬同伴者の方へ

院内へ立ち入られる時に補助犬である旨を目視にて確認いたします。また、「身体障害者補助犬認定証」を確認させていただく場合があります。

4 補助犬を見かけたら

補助犬は、身体に障害のある方の生活をサポートするという大切な「お仕事」を担っています。院内で補助犬を見かけた際はあたたかくお見守りください。

補助犬のお仕事の妨げとなる声をかける、触れる等の行為はご遠慮ください。犬アレルギーなどの方は、その旨を遠慮なく病院職員へお申し出ください。

5 その他

補助犬の排泄場所については、職員までご相談ください。

その他ご不明な点がございましたら、総合案内でお問い合わせください。